

第35回
東京地方裁判所委員会
(平成27年6月12日開催)

東京地方裁判所委員会（第35回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成27年6月12日（金）15:00～17:00

第2 場所

東京地方裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員） 足立 哲，大沢陽一郎，大野正隆，岡田ヒロミ，貝阿彌 誠，加藤芳雄，
門田美知子，合田悦三，小林克信，柴垣明彦，渋谷義彦，白井幸夫，高
橋順一，南波 洋，橋本 淳，藤田幸子，松下淳一

（オブザーバー）

（事務局） 東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，東京簡裁事
務部長，東京地裁総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

（プレゼンター）

東京地裁裁判官 齊藤啓昭

第4 講演及び議題

- 1 企業法務部門と裁判所の比較を通じて（講演）
- 2 裁判員制度に関する広報の取り組みについて（議題）

第5 配布資料

- ・「企業法務部門と裁判所の比較を通じて」と題するレジュメ
資料 傍聴券交付情報
- ・「裁判員制度について」と題するレジュメ
資料1 裁判員制度の実施状況について
資料2 司法の窓 vol.80 抜粋

第6 議事

- 1 開会
- 2 新任委員の紹介（足立委員，貝阿彌委員，加藤委員及び柴垣委員）
- 3 委員長選出
全会一致で貝阿彌委員（東京地方裁判所長）が委員長に選出された。
- 4 法曹以外の外部委員による講演等

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：講演者，▼：事務局】

講演担当の外部委員から「企業法務部門と裁判所の比較を通じて」について講演が行われた後、同委員から疑問ないし提案のあった①裁判所とのコミュニケーションにおける電子メールの活用，②裁判手続の効率化，③期日の開始時刻の分散化，④インターネットの「傍聴券交付情報」の記載について，以下のとおり質疑応答があった。

◎ 地裁委員会に関する委員への連絡は，紙ベースではなく，メールによる方法でよいか。

○ 地裁委員会に関する連絡はメールで差し支えないと考える。

○ 検索等の便宜を考えると，メールであればパソコンに保存されているので，紙による場合よりはよいのではないか。

◎ 地裁委員会の連絡をメールで行うことについて，事務局において差し支えとなるような事情はあるか。

▼ 個人情報が含まれていなければ差し支えはないので，日程調整の御連絡などは御了解いただける委員の方々には，メールによる送付は可能である。

● 準備書面の送付を電子メールにより行うことについては，セキュリティーの確保の問題がある。これは多額のコストがかかると思われることや情報が漏出した場合の被害が大きく，リスクが大きいことなどである。また，現行の民事訴訟法や刑事訴訟法等では，紙ベースでのやりとりが前提となっていることから，それらの規定との整合性についても検討しなければならない。一方，長い目で見れば，ペーパーレス化やeガバメントといった動きがあることから，今後は，そうした動きに同調していくことも考えられよう。

裁判手続の効率化のうち，期日の内容を調書化することについては，基本的には現在も行われていることではあるが，それらをすべて調書化するか否かについては，種々の考慮を要すると思われる。

期日の開始時刻については，期日指定をする裁判官の工夫により，分散化するなどして無駄を避けることは可能であると思われる。

傍聴券交付情報の記載については，必ずしもその記載から，その事件内容を把握できたり，交付場所が特定できたりするようなものにはなっていないが，これは，傍聴券交付情報の提供の趣旨が，あらかじめ当該事件の傍聴を希望する方への情報提供という点にあるからであるが，工夫の余地はあるかもしれない。

- 傍聴券交付情報をホームページに掲載している趣旨については、上記のとおりであり、期日の直前に来ても傍聴ができない可能性があるため、それを事前にお知らせすることにある。したがって、どのような裁判が行われているかの情報提供をすること自体を念頭に置いたものではないが、一般の方々の情報入手のあり方等の認識も以前とは変わってきていると思うので、プライバシー等に配慮しながら、どの程度の記載等が可能であるか、他に工夫できる点がないか等も含め、今後、更に検討していきたいと考える。また、傍聴券交付所の表示方法については、より分かりやすいものとなるよう今後も工夫していきたいと考える。

5 議題「裁判員制度に関する広報の取り組みについて」

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：講演者，▲：オブザーバー】

プレゼンターによる概況説明及び出前講義の実演を行った後、以下のとおり質疑応答があった。

- 現在の出前講義のきっかけが裁判員を経験された方に打診する方式であることから、出前講義に対する裁判員の方の理解や意欲及びその方の職場環境に頼るところも少なからずあり、裁判員への負担も大きくなると考え得る。企業での説明については、そうしたきっかけ以外での方法も検討することが必要と考えられる。また、法教育の一つとして、裁判官が学校へ行くなどして説明を行うことも良いのではないかと考える。
- 出張セミナー（出前講義）について、上記の経験者に打診する方法以外には、ホームページに掲載する方法により募集を行っているが、今後は、更なる工夫ができないか検討していきたいと考える。
- 裁判員制度は、国の制度であるから、子供たちが、将来、裁判員制度に違和感なく参加できるような態勢作りとして、義務教育のカリキュラムに組み込むような取組が必要ではないかと考える。具体的には、裁判官や弁護士等が授業に入っていくなどが考えられるが、そのような態勢作りへの取組について、裁判所はどのように考えているか。
- 裁判員制度に関する内容を教育のカリキュラムに具体的に盛り込むまでの状況には至っていない。裁判員裁判に特化したものではないが、法教育の前提として、まずは、中学・高校の教員に対し、裁判を傍聴していただくような取組は実施している。
- ◎ 裁判員裁判について、実際に裁判員を経験された多くの方に高い評価を得ている一

方、選任期日に出頭いただいている方の数を見ると、上記の評価とは差があるようである。このような実態に鑑みて、例えば、出前講義をテレビ等で放送してもらうことにより広報活動を行うことも考えられるのではないかと。

- 裁判員経験者のアンケートでは高い評価を得ており、制度の意義を理解した上での反響であると思うが、それらが社会に還元されていない部分がある。その対策として出前講義が行われている訳だが、出前講義において、経験者にとって何が良かったのか、各人が見いだした意義等を含め、もっと強調して説明していただくような機会を増やしていくことがよいのではないかと考える。一方、出前講義では、その参加者に限りがあるので、広報活動の範囲にも限界があるかと考える。既にかなり多くの方が裁判員を経験されているが、その方々が、職場、家庭等の社会生活の中で経験を還元していく上では、守秘義務の問題がある。裁判員経験者にとって、守秘義務（に関する認識）の問題が体験談を話す機会等において支障になっているのではないかと。

- ◎ （裁判員制度が始まった）当初のころは、守秘義務との関係でどこまで話してよいのかが話題となったが、現在でも裁判員経験者がその対応に迷うということが多いのだろうか。

- 現在では、裁判員の意見交換会において、守秘義務との関係でその対応に迷ったということは聞かれなくなった。守秘義務については、評議が終わるまでの間に、裁判長が、裁判員に具体的に話していいこととそうでないことの区分けができるよう、いろいろな工夫をしながら、説明を行っている。上記意見交換会では、むしろ、裁判員経験者の周囲の方々が聞いてはいけないのではないかと遠慮してしまっている旨の意見が出ることが多い。

- ◎ 外部委員からお話のあった経験者の経験をより広く還元していく必要があるという点については、同感であり、その御指摘も踏まえ、裁判員が良かったと感じた中身をどう発信していくか、今後とも検討していく必要があるのではないかとと思う。

- 裁判員裁判が控訴審で覆った場合、その事件を担当した裁判員にとっては、徒労を感じている場合が少なからずあるのではないかと。そういった事例について、控訴審において職業裁判官が、そうした判決を出した理由等を国民に知らせる機会があればよいのではないかとと思うが、それについて何らかの取組等ができないものか。

- そもそも裁判は三審制であり、控訴審等で一審の判決が覆ることもあり得ることは、少なくとも裁判員に対しては御説明している。裁判員裁判は、そうした中でもチーム

で最良の結論を導き出すために議論を重ねている訳であり、個々人がその責任を感じることはない旨も説明している。

第7 次回のテーマについて

- 地方裁判所で少年の刑事事件を取り扱う上で、配慮されている点及び工夫されている点等の御説明をお願いしたい。

外部委員から法曹以外の委員の立場から、地方裁判所の運営に関する意見、提案のプレゼンテーションを行っていただくこととした。また、裁判所委員から、今年は知的財産高等裁判所が創設され10周年という機会でもあるので、知的財産事件を裁判所がどのように取り扱っているかをテーマとして取り上げたらいかかとの意見が出され、これを踏まえて検討した結果、第36回は、「裁判所における知的財産事件の状況」をテーマとすることになった。

なお、上記テーマのほか、地方裁判所で少年の刑事事件を取り扱う上での留意点等を裁判所から説明する予定である。

第8 次回以降の開催期日について

次 回：10月22日（木）午後3時00分